

ID: 1007

担当部署: 建設部 都市建設課

処分の概要	許可の取消し		
例 規 名 根 拠 条 項	山口県屋外広告物条例 第16条		
例 規 番 号	昭和41年 山口県条例第41号		
【根拠条文】 (許可の取消し) 第16条 知事は、この条例に基づく許可を受けた者が次の各号の1に該当するときは、当該許可を取り消すことができる。 (1) 第9条第1項(同条第3項において準用する場合を含む。)又は第10条第2項の規定による許可の条件に違反したとき。 (2) 第10条第1項の規定に違反したとき。 (3) 前条第1項の規定による知事の命令に違反したとき。 (4) 虚偽の申請その他不正の手段によりこの条例に基づく許可を受けたとき。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日 平成 27 年 5 月 29 日 最 終 変 更 年 月 日 年 月 日			